

変更前 (2025 年 8 月 1 日版)	変更後 (2026 年 4 月 1 日版)
<p>第 8 条 (オプションサービスの停止及び休止)</p> <p>1. 第 2 5 条 (加入者の義務違反による停止等)、第 2 7 条 (本サービスの一時中断) の規定については、オプションサービスについても準用するものとします。</p>	<p>第 8 条 (オプションサービスの停止及び休止)</p> <p>1. 第 2 6 条 (加入者の義務違反による停止等)、第 2 8 条 (本サービスの一時中断) の規定については、オプションサービスについても準用するものとします。</p> <p><u>第 2 0 条 (加入者の地位の承継)</u></p> <p><u>1. 相続により加入者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出るものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。</u></p>
<p>第 2 0 条 (加入契約の解除)</p> <p>1. 加入者は、第 2 1 条 (初期契約解除) に定める場合を除いて、加入契約を解除しようとする場合、申込するものとします。</p>	<p>第 2 1 条 (加入契約の解除)</p> <p>1. 加入者は、第 2 2 条 (初期契約解除) に定める場合を除いて、加入契約を解除しようとする場合、申込するものとします。</p>
<p>第 2 1 条 (初期契約解除)</p>	<p>第 2 2 条 (初期契約解除)</p>
<p>第 2 2 条 (本サービス業務内容の変更)</p>	<p>第 2 3 条 (本サービス業務内容の変更)</p>
<p>第 2 3 条 (自主放送番組)</p>	<p>第 2 4 条 (自主放送番組)</p>
<p>第 2 4 条 (無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止)</p>	<p>第 2 5 条 (無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止)</p>

<p>第25条（加入者の義務違反による停止等）</p> <p>第26条（停止等の解除）</p> <p>1. 当社は、第25条（加入者の義務違反による停止等）に基づき本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消したのち、加入者が、本約款履行を遵守した場合、本サービス提供の停止又は加入契約の取り消しを解除出来るものとします。</p> <p>2. 加入者は、当社に別途定める負担金を添えて当社に申し出るものとします。</p> <p>第27条（本サービスの一時中断）</p> <p>第28条（故障の調査及び修理）</p> <p>第29条（責任事項）</p> <p>第30条（免責事項）</p> <p>第31条（定めなき事項）</p> <p>第32条（個人情報の取り扱い）</p> <p>第33条（約款の改定）</p> <p>第34条（合意管轄裁判所）</p> <p>第35条（分離可能性）</p> <p>第36条（準拠法）</p> <p>第37条（遅延損害金）</p> <p>第38条（消費税）</p> <p>第39条（B-CASカード及びACASチップの</p>	<p>第26条（加入者の義務違反による停止等）</p> <p>第27条（停止等の解除）</p> <p>1. 当社は、第26条（加入者の義務違反による停止等）に基づき本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消したのち、加入者が、本約款履行を遵守した場合、本サービス提供の停止又は加入契約の取り消しを解除出来るものとします。</p> <p>2. 加入者は、当社に別途定める負担金を添えて当社に<u>届け</u>出るものとします。</p> <p>第28条（本サービスの一時中断）</p> <p>第29条（故障の調査及び修理）</p> <p>第30条（責任事項）</p> <p>第31条（免責事項）</p> <p>第32条（定めなき事項）</p> <p>第33条（個人情報の取り扱い）</p> <p>第34条（約款の改定）</p> <p>第35条（合意管轄裁判所）</p> <p>第36条（分離可能性）</p> <p>第37条（準拠法）</p> <p>第38条（遅延損害金）</p> <p>第39条（消費税）</p> <p>第40条（B-CASカード及びACASチップの</p>
--	---

取り扱い)

第40条 (本サービスの廃止)

第41条 (ゆめのわ)

3. ログイン必須機能の利用に必要なゆめのわネームとパスワード(以下「ゆめのわネーム等」といいます)は、加入契約1につき3つまで(以下「標準提供ゆめのわネーム上限数」といいます)を加入者に提供するものとします。但し、第13条(月額基本料の減額及び免除)第1項2号の免除の対象者及び本サービスを休止している場合及び第25条(加入者の義務違反による停止等)の規定に該当し、本サービスの停止等を受けている場合等は除くものとします。

6. 本サービスを休止した場合及び第25条(加入者の義務違反による停止等)の規定に該当し、本サービスの停止等を受けた場合、当社は、ゆめのわネーム等の提供を停止又はゆめのわネーム等の削除を出来るものとします。なお、ゆめのわネーム等の提供を停止する場合、システムの都合上、1の加入契約又は1のゆめのわのみ契約世帯に紐づいているゆめのわネーム等が、全て停止するものとします。

別表4. コース別チャンネル一覧

種別	チャンネル名	地デジ・BSコース	スタンダードコース	プレミアムコース
専門	女性チャンネル♪ LaLa TV ※3		○	○

別表5. オプションチャンネル

1. スタンダードコース及びプレミアムコースに含

取り扱い)

第41条 (本サービスの廃止)

第42条 (ゆめのわ)

3. ログイン必須機能の利用に必要なゆめのわネームとパスワード(以下「ゆめのわネーム等」といいます)は、加入契約1につき3つまで(以下「標準提供ゆめのわネーム上限数」といいます)を加入者に提供するものとします。但し、第13条(月額基本料の減額及び免除)第1項2号の免除の対象者及び本サービスを休止している場合及び第26条(加入者の義務違反による停止等)の規定に該当し、本サービスの停止等を受けている場合等は除くものとします。

6. 本サービスを休止した場合及び第26条(加入者の義務違反による停止等)の規定に該当し、本サービスの停止等を受けた場合、当社は、ゆめのわネーム等の提供を停止又はゆめのわネーム等の削除を出来るものとします。なお、ゆめのわネーム等の提供を停止する場合、システムの都合上、1の加入契約又は1のゆめのわのみ契約世帯に紐づいているゆめのわネーム等が、全て停止するものとします。

別表4. コース別チャンネル一覧

種別	チャンネル名	地デジ・BSコース	スタンダードコース	プレミアムコース
専門	LaLa TV ※3		○	○

別表5. オプションチャンネル

1. スタンダードコース及びプレミアムコースに含

まれていないオプションチャンネル

B-CASカード又はACASチップ毎に課金されるものとします。

チャンネル名	月額利用料
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム ※4	1,600 円(税込1,760円)

まれていないオプションチャンネル

B-CASカード又はACASチップ毎に課金されるものとします。

チャンネル名	月額利用料
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム ※4	<u>2,145</u> 円(税込 <u>2,360</u> 円)